

落合・金山診療所の医療機器を更新

第2回町議会臨時会

平成16年第2回南富良野町議会臨時会が2月16日開催され、町長から行政報告をした後、町長提出議案1件を原案のとおり可決し閉会しました。

議案の可決

◆財産の取得
昨年9月から休診が続く落合・金山両診療所について、平成16年4月より新たな医師を迎えて再開するにあたり、老

朽化が著しい次の医療機器を更新するため、1,479万4,500円で、株式会社常光旭川支店から取得することについて原案のとおり可決しました。

- ・高圧蒸気滅菌器
- ・金山診療所
- ・X線一般撮影装置
- ・デジタルX線画像診断システム
- ・超音波診断装置
- ・ポケットECGモニタ
- ・自動分割分包器
- ・ドミトリベット
- ・クレーターマットレス



X線撮影装置(左奥)とX線画像診断システム

第1回町議会定例会

平成16年第1回南富良野町議会定例会が3月11日から19日まで開催され、町長からの行政報告、代表監査委員から監査報告、議会運営委員長および総務民教・産業建設両委員長より所管事務調査報告、行政改革等検討特別委員長より中間報告、伊藤健議員から一般質問が行われました。

平成16年度予算

◆一般会計予算
歳入歳出それぞれ38億5,524万円となりました。

◆国民健康保険事業特別会計
歳入歳出それぞれ3億7,621,900円となりました。

◆老人保健特別会計予算
歳入歳出それぞれ4億2,621,900円となりました。

◆介護特別会計予算
歳入歳出それぞれ2億1,787,400円となりました。

◆老人保健特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ5,10万円を追加し、総額4億6,270万8千円となりました。

◆公共下水道事業特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ2,955万9千円を減額し、総額2億6,669万9千円となりました。

◆一般会計補正予算
歳入歳出それぞれ3億7,621,900円となりました。

◆国民健康保険事業特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ1億6,219万6千円となりました。

◆公共下水道事業特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ1億2千円となりました。

◆老人保健特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ37万6千円を減額し、総額1億7,711万2千円となりました。

使用料などの改正

条例の制定

◆一般廃棄物最終処分場設置条例
東幾寅地区に建設され、4月より供用を開始する処分場の名称や位置などを定めるため、本条例が制定されました。

◆小動物焼却施設設置条例
一般廃棄物最終処分場の敷地内に建設され、4月より富良野広域圏で供用を開始する

◆職員の給与に関する条例
職員に支給する寒冷地手当の支給額のうち、扶養親族のない職員について、平成16年度から基準額82,900円を41,450円とし、加算額44,300円を22,150円とするよう改正されました。

◆かなやま湖オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例
利用人数と日数に応じて徴収していた入場料について、連泊する場合は1人につき1回の料金とするよう改正されました。

◆町民体育館設置条例
町民体育館設置条例の施行期を平成16年度から平成17年度とするよう改正されました。



◆証人等の実費弁償に関する条例
町議会や監査委員の要求に応じて、証人や参考人として委員会や公聴会に出頭または参加された方に支給する実費弁償の額について、職員の旅費相当額を、議会議員の旅費相当額とするよう改正されました。

◆奨学金貸付条例
経済的理由により修学困難な方に対し、在学期間中に貸付ける学資金について、授業料などの上昇を考慮し、次のように改正されました。

◆勤労福祉会館条例
現在、役場の倉庫として使っている旧勤労福祉会館(幾寅老人憩の家横)の使用料

◆空知川スポーツリンクス設置条例
シャワールームを除く各室や器具の使用料。

◇町営湖畔野球場の設置及び管理に関する条例

野球場の使用料。

◇地域交流センター設置条例

各室の使用料。

◇総合福祉センター設置条例

各室の使用料。なお、葬場として使用する場合は、従来どおり各室毎に時間当たりの使用料となります。

◇金山地区コミュニティセンター設置条例

各室の使用料。

ただし、葬場として使用する場合は、1日当たり使用料

「2,620円」は、12,500円とし、冬期間の3,150円は、17,000円とする。

◇かなやま湖研修センター設置条例

置条例

宿泊する場合を除く保養センター各室の使用料。

なお、有料となる小学生以上の入浴料の引き上げは約11%とし、11回券で販売していた入浴回数券を6回券とする。

◇高齢者研修センター条例

各室の使用料。

◇落合地区多目的センター設置条例

各室の使用料。

ただし、葬場として使用する場合は、1日当たり使用料

「2,620円」は、12,500円とし、冬期間の3,150円は、17,000円とする。

◇かなやま湖研修センター設置条例

置条例

このほか、次の施設利用料などについて、新たに有料化、または料金体系を見直すよう改正されました。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する条例

一般廃棄物最終処分場の供用が開始されることに伴い、4月より有料化される建築廃材などの産業廃棄物の最終処分手数料と、6月より有料化される粗大ごみ処理手数料の

規定が新たに設けられました。(詳しくは、21ページの4月から粗大ごみの出し方が変わります)をご覧ください)

◇町営霊柩自動車使用条例

霊柩車(マイクロバス)の運賃3,000円を、6,000円などとするよう改正されました。

◇墓地設置及び管理条例

墓地の使用料区分について、1坪当たり1等地300円、2等地200円、3等地100円としていたものを全て、1等地とし、面積基準を3.3平方メートル当たり3,000円とするよう改正されました。

◇斎場設置及び管理条例

1体当たりの斎場使用料について、15歳以上の遺体5,000円を、6,000円とし、15歳未満の遺体3,000円を、4,000円、死胎2,000円を、3,000円とするよう改正されました。

◇釣魚等制限条例

町内居住者の年間券520円を、2,000円とし、町外居住者の年間券2,100円を、5,000円、同1

の場合の1日当たり使用料

「2,620円」は、12,500円とし、冬期間の3,150円は、17,000円とする。

◇下金山地区多目的センター設置条例

各室の使用料。

ただし、葬場として使用する場合は、1日当たり使用料

「2,620円」は、12,500円とし、冬期間の3,150円は、17,000円とする。

◇農産物処理加工施設設置条例

加工製造室の使用料。

◇青年研修所使用条例

各室の使用料。

ただし、葬場として使用する場合は、1日当たり使用料

「2,620円」は、12,500円とし、冬期間の3,150円は、17,000円とする。

◇かなやま湖森林公園管理条例

バンガロー、保養センターの研修室と入浴料、テニスコート、ゴーカートの使用料。

◇かなやま湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例

キャンプ場と野外ステージの使用料。

◇物産センター設置条例

建物内外の即売コーナーや

食堂、厨房の使用料。

◇勤労青少年センター設置条例

各室の使用料。

◇情報プラザ設置条例

各室の使用料。

◇除雪管理センター設置条例

各室の使用料。

ただし、葬場として使用する場合は、1日当たり使用料

「2,620円」は、12,500円とし、冬期間の3,150円は、17,000円とする。

◇合併処理浄化槽使用料徴収条例

下水道の処理区域外で合併処理浄化槽が設置されている町営住宅や教員住宅、職員住宅などの入居者から徴収する浄化槽使用料。

このほか、次の施設利用料などについて、新たに有料化、または料金体系を見直すよう改正されました。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する条例

一般廃棄物最終処分場の供用が開始されることに伴い、4月より有料化される建築廃材などの産業廃棄物の最終処分手数料と、6月より有料化される粗大ごみ処理手数料の

規定が新たに設けられました。(詳しくは、21ページの4月から粗大ごみの出し方が変わります)をご覧ください)

◇町営霊柩自動車使用条例

霊柩車(マイクロバス)の運賃3,000円を、6,000円などとするよう改正されました。

◇墓地設置及び管理条例

墓地の使用料区分について、1坪当たり1等地300円、2等地200円、3等地100円としていたものを全て、1等地とし、面積基準を3.3平方メートル当たり3,000円とするよう改正されました。

◇斎場設置及び管理条例

1体当たりの斎場使用料について、15歳以上の遺体5,000円を、6,000円とし、15歳未満の遺体3,000円を、4,000円、死胎2,000円を、3,000円とするよう改正されました。

◇釣魚等制限条例

町内居住者の年間券520円を、2,000円とし、町外居住者の年間券2,100円を、5,000円、同1

日券310円を、1,000円とする。また、釣魚者を特定しない無記名年間券10,000円を新たに発行するよう改正されました。

◇公共下水道条例

特別会計の健全維持のため、下水道料金を見直すよう、本条例の一部が改正されました。(詳しくは、22ページの下水道料金が改定されました)をご覧ください)

◇町道の路線認定

農道として管理していた字下金山東栄地区から富良野市字東山に向かう1,037メートルが町道に認定されました。

◇基礎年金の国庫負担割合2分の1の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

基礎年金の国庫負担割合2分の1の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

基礎年金の国庫負担割合2分の1の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

基礎年金の国庫負担割合2分の1の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

基礎年金の国庫負担割合2分の1の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

基礎年金の国庫負担割合2分の1の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

基礎年金の国庫負担割合2分の1の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

基礎年金の国庫負担割合2分の1の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

2005年度国家予算編成における義務教育費国庫負担法の改悪に反対する意見書

基礎年金の国庫負担割合2分の1の早期引上げと抜本改革の実現を求める意見書

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書